R8.11.13ver.

市民向け

「令和８年熊本地震」により被災した

住宅の応急修理について

（受付開始 R8.8.17～）

■応急修理とは

被災した住宅の屋根・外壁など日常生活に必要な最小限の部分の修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、応急的な修理について支援する制度です。修理費用は市が修理業者に直接支払います。

■支援対象

り災証明書の区分で**「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」**と記載されている住宅

※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となります。**一部損壊は対象外**となります。

■支援内容

- 全壊、大・中規模半壊、半壊　：最大７５万７千円（税込）
- 準半壊　：最大３６万７千円（税込）
- 一部損壊　：対象外

■申込書類

① **災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第１号）**
② **住宅の被害状況に関する申出書（様式第１号の２）**
③ **資力に関する申出書（様式第２号）**
④ **修理見積書（様式第３号）、修理業者の見積書**
⑤ **り災証明書（写）**
⑥ **修理前の被害状況の写真**

※説明用フォーム（ＱＲコード）を作成していますので、申込前にご確認ください

説明用フォーム

【よくあるお問い合わせ（対象とならないケース）】

★自分自身で修理を行った場合
★修理業者に支払いを完了してしまった場合

【支援を受けられる場合の注意点】

★必ず**「修理前の被害状況の写真」**を撮影（スマートフォン等でも可）してください。
★申請をされる際には、必ず**「り災証明書」**が必要となります。
★事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援が受けられない可能性があります。
★応急修理期間中に応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）等を使用することができます。詳しくは、個別でご相談ください。
★借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
★令和 10 年１月 27 日までに工事を完了してください。

市民向け

【応急修理の工事例（抜粋）】

1　応急修理の工事例

（1）壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）

（2）傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）

（3）破損した柱梁等の構造部材の取替

（4）壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）

（5）壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）

（6）壊れた給排気設備の取替

（7）上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）

（8）電気、ガス、電話等の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）

（9）壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

（10）屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

（11）対象となる内部については、居間、寝室、洗面所、台所など日常生活に必要な部分に限ります。

2　応急修理の基本的考え方

（1）地震などに起因する災害被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

（例）〇壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
〇壊れた便器の取り替え
〇割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスは複層ガラス（ペアガラス等）でも可）
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え

（2）畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。

（例）〇柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

（3）対象外となるもの

・エアコンや食器洗浄機等の家電製品
・靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間
・障子や襖の張替えのみ　※枠から交換する場合は対象
・トイレが２箇所以上ある場合で、１個は使用が可能な場合
・ブロック塀・倉庫・車庫など

［連絡先］八代市営繕課　☎　0965-33-4401
［申請受付・相談窓口］本庁舎１階多目的ホール
（受付時間　9：00～11：30/13：00～15：30）